

# 清掃センター受け入れごみ確認表

清掃センターで受け入れるもの  
↓  
構成市町内の一般廃棄物  
= 産業廃棄物以外  
⇒ 右図の水色部分以外全て  
※能力上処理できないものを除く

## 【判断のポイント】

### ① どのような活動のごみかを確認

- ・事業活動？
- ・事業活動以外？(事例ごと)

### ② 品目や形状を確認

- ・事業活動の場合→産廃？  
→事業系一廃？



## 〈第1段階〉

センターで受け入れる廃棄物か？

YES

NO

例: 産廃、個別法対象品、等

## 〈第2段階〉

処理手数料の減免に該当するか？

YES

NO

(右を参考)

# 廃棄物

## 事業活動以外

- ・家庭
- ・地域  
(自治会等の活動)
- ・学校  
(PTA活動、バザー等)

## 事業活動

- ・企業
- ・商店
- ・病院
- ・官公庁
- ・学校(学校用品)

## 一般廃棄物

- 産業廃棄物以外  
(廃棄物処理法上の定義)

「家庭ごみ」+ 「産廃(20種類)以外の  
事業系廃棄物 ※」

## 産業廃棄物

- 事業活動に伴って排出
- 法令に定める20種類
- 固形状もしくは液状
- 放射性廃棄物以外

## ※事業系一般廃棄物

- 事業活動に伴って生じても  
一般廃棄物として処理されるもの(= 産業廃棄物以外)
- 法律の定義なし

《参考》 条例第9条(手数料の減免)  
「公益上の理由その他特別の理由があると認めるとき」

- ・地域清掃、ボランティア活動のごみ
- ・火災、台風等の罹災ごみ
- ・その他、特別な理由があると認める場合  
⇒ 事前に組合へ申請書の提出が必要

《参考》 条例第8条の2(手数料適用除外)  
「構成市町が委託収集する一般廃棄物」  
「構成市町が直接搬入する一般廃棄物」